

健感発 0326 第 1 号
令和 2 年 3 月 26 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

入国前結核スクリーニングの実施について

我が国の結核は、人口 10 万人あたりの結核罹患率（以下「罹患率」という。）及び患者数ともに年々減少していますが、未だに国内で年間約 15,000 人が結核を発症し、2,000 人が結核により死亡しています。近年、我が国においては外国生まれの患者数が増加傾向にあり、平成 30 年の新登録結核患者数のうち外国生まれの患者数は 1,667 人（前年比 137 人増）となりました。特に、多数に感染させる可能性が高い若年層で増加傾向にあり、罹患率の高い国の出生者が日本滞在中に発症するケースが見受けられます。

このような我が国における結核患者の発生状況に鑑みて、特に我が国における結核患者数が多い国の国籍を有する者のうち、我が国に中長期間在留しようとする者に対して、入国前に結核に罹患していないことを求める入国前結核スクリーニングを別紙「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」のとおり導入することといたしました。

なお、開始時期につきましては、令和 2 年 7 月 1 日以降に準備の整った対象国からの中長期在留予定の対象者について、その在留資格認定証明書交付申請、又は在留資格認定証明書を必要としない場合には在外公館で審査を行う査証申請から順次実施することといたします。

つきましては、これらの内容を御了知の上、関係者への周知について、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。

（参考）

法務省ホームページ（在留資格認定証明書交付申請）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>

外務省ホームページ（ビザ）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

厚生労働省ホームページ（入国前結核スクリーニングの実施について）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index_00006.html

入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン

令和2年3月26日
出入国在留管理庁
外務省
厚生労働省

1 背景

我が国における結核患者の発生状況としては、罹患率（人口10万人あたりの新規発病患者数）及び患者数ともに年々減少傾向にあるが、未だに国内で年間約15,000人が発症し、約2,000人が死亡している。近年、我が国においては外国生まれの患者数が増加傾向にあり、平成30年の新登録結核患者数のうち外国生まれの患者数は1,667人（前年比137人増）となっている。特に、罹患率の高い国の出生者が日本滞在中に結核を発病する例が見受けられる。

このような我が国における結核患者の発生状況に鑑みて、特に我が国における結核患者数が多い国の国籍を有する者であり、かつ我が国に中長期間在留しようとする者に対し、入国前に結核に罹患していないことを求める結核スクリーニングを導入し、結核に罹患していないことを証明できない者の入国を認めないこととする。

2 根拠規定

結核は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第2号において、二類感染症に規定されている。

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第5条第1項第1号においては、二類感染症の患者であることを上陸拒否事由として定めており、結核に罹患している外国人は、入管法第7条第1項第4号に規定する上陸のための条件に適合しないことから、本邦への上陸は原則として認められない。

また、入管法第7条の2の規定に基づき、在留資格認定証明書交付申請の審査においては、同法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件への適合性を確認することとされており、入管法施行規則第6条の2第5項ただし書きにおいて、同法第7条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる条件に適合しないことが明らかであるときは在留資格認定証明書を交付しないことができることとされている。

そこで、出入国在留管理庁においては、結核罹患者は、在留資格に該当する活動を安定的、継続的に行い得るかについても疑義が生じ得ることから、中長期在留を希望する在留資格認定証明書交付申請者に対して、入管法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件の適合性（在留資格該当性）を確認することを目的として、入管法施行規則第6条の2第2項に規定する「その他参考となるべき資料」として、結核非発症証明書の提出を求めることとする。

外務省（在外公館）は、査証の原則的発給基準に基づき、申請人が入管法第5条第1項各号のいずれにも該当しないことを確認するための資料の1つとして結核非発症証明書の提出を求める。

3 対象者

スクリーニングの対象者は、平成30年2月26日第9回厚生科学審議会結核部会での決定に基づき、入国後日本在留中に診断された結核患者数の多い国（フィリピン、ベトナム、中国、インドネシア、ネパール、ミャンマー）の国籍を有し、入管法第19条の3に定める「中長期在留者」（再入国許可を有する者を除く。）として我が国に入国・在留しようとする者（※）とする。

※ 居住国の身分証明書等により、申請人の現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが確認された場合は、対象外とする。また、対象国籍者のうち、JETプログラム参加者、JICA研修員（長期・短期）、JICA人材育成奨学計画（JDS）留学生等については、当面の間対象外とする。

【外国生まれの結核患者の出生国（2018年）】

	フィリピン	ベトナム	中国	インドネシア	ネパール	ミャンマー
出生国割合	20.4%	17.3%	16.4%	10.3%	10.2%	6.1%
日本における患者数	340人	289人	274人	171人	170人	101人

4 審査方法

以下において、適正に発行された結核非発病証明書の提出を申請人に対して求めることにより審査を行う。

- ①地方出入国在留管理官署で審査を行う在留資格認定証明書交付申請時
- ②国費留学生、当該国とのEPAに基づく看護師等、我が国実施のプログラム参加者については、これらプログラムが指定する手続時等の適切な時期
- ③在留資格認定証明書を要さずとも在外公館限りで発給可能な査証申請案件や上記②以外の在留資格認定証明書交付対象外の在留資格（一部の特定活動等）により中長期在留を希望する者については、在外公館で審査を行う査証申請時

5 結核非発病証明書

結核スクリーニングにおける結核非発病証明書とは、対象国内に所在する医療機関であって、日本国政府が指定する医療機関（以下「指定健診医療機関」という。）が発行するものとする。

なお、指定健診医療機関は、「日本入国前結核健診の手引き」に基づいた健診によって申請人が結核を発病していないことを確認した場合にのみ結核非発病証明書を発行するものとする。

6 結核スクリーニング開始時期

本ガイドラインにおける結核スクリーニングは、令和2年7月1日以降に調整の整った対象国からの中長期在留予定の対象者について、その在留資格認定証明書交付申請、又は在留資格認定証明書を必要としない場合には在外公館で審査を行う査証申請から順次実施する。

国費留学生等、我が国実施のプログラム参加者については、募集スケジュール等を勘案し個別に周知する。

